

令和4年(ヨ)第189号 仮処分命令申立事件

債権者 伊藤 要

債務者 植柳自治連合会

上 申 書

2022(令和4)年9月1日

京都地方裁判所第5民事部保全係 御中

債権者代理人

弁護士 中 島 晃

弁護士 諸 富 健



裁判所におかれては、すでにご承知のこととは存じますが、本件に関連する判例として、佐賀地判平成14年4月12日(判例時報1789号113頁)、大阪高判平成19年8月24日(判例時報1992号72頁)があります。

佐賀地裁判決は、自治会費に含まれる神社関係費は自治会の活動目的の範囲外の支出であって、その徴収は、構成員の信教の自由を侵害するとしたものであり、また大阪高裁判決は、赤い羽根募金などを自治会費に上乗せして徴収することは、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し、無効であるとしたものです。

こうした判例に照らせば、構成員から徴収した会費を原資とする自治連合会の資金を時代祭という特定の宗教行事のために支出することもまた、信教の自由を侵害

し、違法であるという結論になることは自明のことと考えます。

本件については、時代祭が本年10月22日に実施されることが決まっており、また債務者は自治連合会の資金を時代祭のために支出することは何ら問題はないとしていることから、いつ自治連合会の資金が時代祭のために支出するか知れない切迫した状況にあることが明らかなです。よって、来る9月5日の審尋期日の終了後、すみやかに債権者の申立を認容する仮処分命令を発せられるよう、特に上申する次第です。

以上